

・山内雅陽さん（美咲野小）
「なくなったたまご」のべんきょうをして
・安永勇誠さん（護川小）
「生けんめいに仕事をやる人」

●人権作文の発表
人権作文「かいほう」より、町内小中学校の児童生徒による人権作文の発表を行いました。
「かいほう」は学校で学んだ人権学習や日々の暮らしの中で感じたり考えたことを自分の言葉でつづり、作文としてまとめた文集です。

■「第30回大津町人権 同和教育推進大会」を開催
第74回社会を明るくする運動、第15回子どもの未来を創る推進大会との合同大会を7月6日に町生涯学習センターで開催し、301人が参加しました。

役場人権推進課人権推進係
☎096(293)0863

●問い合わせ



●人権研修

元熊本学園大学教授の東俊裕さんを講師に「合理的配慮」ってなあに？障害者差別解消法を巡ってをテーマに研修を行いました。

・花堂澤さん（大津中）
「人権学習で学んだことこれから目標」

・中野誠大さん（室小）
「語りかける」

2016年に施行された障害者差別解消法は、障がい理由とする差別的禁止についてうたっており、合理的配慮が行政機関に加え今年4月1日から事業者にも義務化されました。障がい者は社会的障壁（物理的、制度的、情報文化的、心理的）に囲まれて生活しており、社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられています（社会的不利）。つまり、障がいは社会にありそこに差別が存在しています。合理的配慮はこれを除くための手段であるという主旨を、ご自身の体験も含め具体的な例を通して話されました。



講演をする東俊裕さん



「CROSSING CULTURES」は、今回で最終回を迎えます！

町国際交流員のオースティン・ハインラインさんがアメリカへ帰国されます。
約2年半の間 CROSSING CULTURES を見ていただき本当にありがとうございました！

2020年の11月は新型コロナウイルスの影響がとて
も大きい時期でしたが、幸運にも来日できることが決まり、大津町で国際交流員としての活動を始めることができました。大津町に来てからは、公民館講座を行ったり、町内の多くの学校を訪問しました。また、イベントにも参加してたくさんの友人を作ることできました。外国での生活は誰かに説明するのが難しいほどユニークな経験です。皆さんも機会があればぜひ外国に行ってみてください。外国での生活は多くの経験をもたらし、新しいことをたくさん学ぶことができます。大津町で生活している間、私はできる限り地域の人々の役に立ちたいと思い、ベストを尽くしてきました。文化や言葉の違いで悲しい気持ちや辛い気持ちになることもありましたが、大津町で素晴らしい経験ができた。町の人たちとたわいもない会話をしたり、昭和園のような美

しい公園を見たりなど、いつも楽しい時間を過ごすことができました。大津町でできたたくさんの思い出は私の宝物です。今月でこのコーナーは終了します。大津町の皆さんには長年にわたって私を支えてくださり、親切にくださったことに感謝しています。次の国際交流員や大津町に初めてきた外国人の皆さんに対して、これからも親切に、そして温かく迎えてくださることを願っています。美しく、歴史があり、そして特に人を大切にする大津町は魔法のような町でした。ありがとうございました！



国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の皆さまへ

保険証が **廃止** されます

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

令和6年12月2日以降、保険証は廃止され、新たに交付されません。

医療機関を受診する場合には、「保険証利用登録」がされたマイナンバーカード(マイナ保険証)を保険証としてご利用ください。

現行の保険証について、一括交付するのは8月更新(7月郵送)の保険証(有効期間令和6年8月1日～令和7年7月31日)が最後となります。

12月2日以降に国民健康保険や後期高齢者医療の資格を取得する場合や、保険証を再発行する場合は、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」を交付します。

○マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証利用未登録の人

今年12月2日以降、保険証に代わるものとして「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

※令和7年8月以降は、8月更新分の保険証の有効期限(令和7年7月31日)を迎える前に、「資格確認書」を郵送する予定です。

○マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として登録)をお持ちの人

マイナンバーカードを保険証として利用してください。

※マイナンバーカードを保険証として利用するには、保険証利用の登録が必要です。

マイナンバーカードを使うメリット

①医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

本人の同意のもと、過去のお薬情報や診療情報、健康診断の結果などを医師や薬剤師が共有することで、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能になります。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証などがなくても、本人の同意があれば入院などの医療機関での窓口負担が限度額までの支払いになります。



マイナンバーカードをお持ちでない人も、これまで通り医療機関を受診できるよう準備を進めていますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

Q & A

Q 現行の保険証はいつまで使える？

8月更新(7月郵送)の保険証は、有効期限(令和7年7月31日)まで使用可能です。(ただし、12月2日以降に新たに70歳や75歳になる人などは例外となり、有効期限が異なります。)

Q 保険証廃止後に国民健康保険や後期高齢者医療に入るとどうなる？

・マイナンバーカードをお持ちでない人や保険証利用未登録の人
保険証の代わりとなる「資格確認書」が発行されます。

・マイナ保険証をお持ちの人

新規資格取得時や負担割合の変更時には「資格情報のお知らせ」を交付します。
医療機関を受診する場合には、マイナ保険証をご使用ください。

Q マイナンバーカードを健康保険証として利用したい場合、こういった手続きが必要ですか？

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、事前に登録(紐づけ)が必要です。ご自分でスマホの専用アプリ(マイナポータル)から申請もでき、役場健康保険課でも、マイナンバーカードと暗証番号(数字4ケタ)があれば対応可能です(暗証番号が不明な場合は、住民課で再設定が可能です)。